

令和7年

秋の全国交通安全運動

令和7年9月21日(日)～9月30日(火)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～
9月30日(火)は交通事故死ゼロを目指す日です



第13回東京都交通安全ポスターコンクール(令和7年度実施)
知事賞 小学校4年 宇仁 健人(うに けんと)さんの作品



東京都／首都交通対策協議会

賠償保険に加入しましょう

東京都内で自転車を利用するみなさんへ

東京都の条例では、**自転車**利用中の**事故**により、**他人にケガ**をさせてしまった場合などの**損害**を**賠償**できる**保険**等への加入が義務となっています!!



東京都

詳しくはこちら

賠償金額約9,521万円と
自転車事故に係る
高額賠償事例も発生!



HPもチェック

ヘルメットを被りましょう



OWV (オウブ) 出演の
動画配信中!

詳しくはこちら▶



自転車安全利用 5則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車のルール・マナーを学べるスマホ・タブレット用
アプリ「輪トレ (りんトレ)」!
アプリで自転車のルールを再確認して、楽しく、安全に
自転車を利用しましょう!



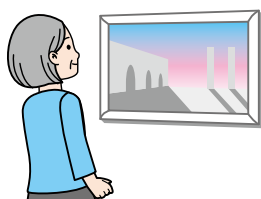
スマホ・タブレットで
利用可能!
アプリのダウンロード
はこちら▶



運転免許証の自主返納について

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による、「運転経歴証明書」を提示した場合の様々な特典があります。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等において、様々な特典が受けられます。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。



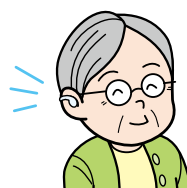
美術館の入館料割引等



シニアカー購入割引等



旅行商品の割引



メガネ・補聴器等
購入割引

みまもりいぬ



高齢者運転免許
自主返納サポート
協議会の加盟店
はこちらから



ノーカーライフを応援します

— 運転経歴証明書とは —

運転経歴証明書は、運転免許証と同様に身分証明書として用いることができます。(身分証明書として対応していない機関もありますのでご注意ください。)

運転免許試験場、運転免許更新センター、各警察署で申請することができます。

運転経歴証明書の交付申請ができる方

- 現住所が東京都内にあり、
- 有効な運転免許証を自主返納する方
- 運転免許証の自主返納をした日から5年以内の方
- 運転免許証の有効期間が過ぎてから5年以内の方



★免許返納及び運転経歴証明書の詳しい申請方法は、**警視庁ホームページ**をご覧ください、**お近くの警察署 (交通総務係)** にお問い合わせください。

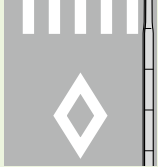
ドライバーの皆さんへ！

「思いやり・ゆすり合い」の気持ちを持って運転しましょう！

STOP！横断歩道！

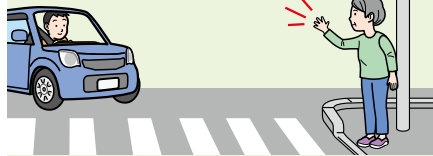
歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう！

ダイヤモンドや
標識を **チェック**



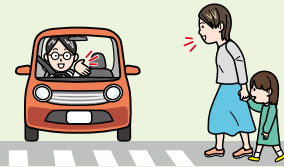
横断歩道等があることを示す**ダイヤモンド**や、横断歩道の存在を示す**標識**を確実に確かめましょう。

横断歩行者が
いることを **チェック**



横断歩道付近の歩行者は横断するとの前提に立ち、**歩行者を見つけたら手前で止まり**ましょう。

歩行者と意思の
疎通を **チェック**



ドライバーが歩行者を優先していることを、**手で表現するなどアクション**で示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ！

横断歩道を安全に渡る方法 3つのチェック✓+1（プラスワン）

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いします。

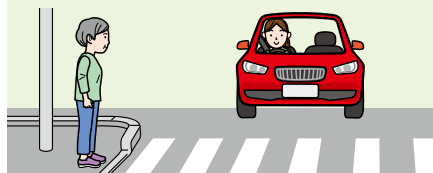
横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1（プラスワン）」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか
チェック



横断歩道を渡る前に
左右から車が来ていないか
確認しましょう

車が止まったか
チェック



横断歩道を渡る前に
車がきちんと止まったか
確認しましょう

横断中も車を
チェック

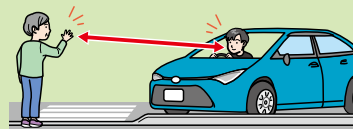


横断歩道を渡っている間も
左右から車が来ないか
確認しましょう

さらに
効果的な

プラス ワン
+1

アクション！

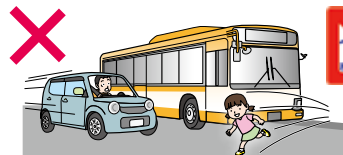
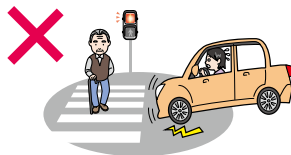


横断歩道を渡るときは、これから渡ることをアクションで（手をあげる・車の方を見るなど）運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう！

交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。

横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などとても危険な行動です。絶対にやめましょう。

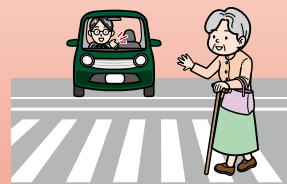


令和7年秋の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です。

重点① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

【保護者の方へ】

都内では、飛び出しや横断違反などを原因とした子供の重大事故が発生しています。保護者の方には、普段から交通ルールに関する理解を深めていただき、お子様に正しい交通ルールとマナーを繰り返し教えていただくようお願いいたします。また、小さなお子様と一緒に歩行する時は、目と手を離さないようにしてください。



【高齢者の方へ】

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の半数以上は高齢者であり、高齢者側による信号無視や横断違反を原因とする事故も多く発生しています。

慣れた道でも交通ルールを守り、十分な安全確認を行うなど、他の見本となるような安全行動をお願いします。

【全ての歩行者の方へ】

横断歩道を横断する際は、車が自分に気がついていないかもしれないという意識を持ち、必ず安全確認をしてから渡るなど、安全な行動を実践してください。また、お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。飲酒した時は、家に帰るまで気を引き締めてください。



【反射材を活用しましょう】

日没時間が早くなり、夕暮れ時や夜間の重大事故が増加する傾向にあります。歩行者や自転車の方は、明るい服装や反射材用品を身に付けるなど、ドライバーに自分の存在をアピールしましょう。

重点② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

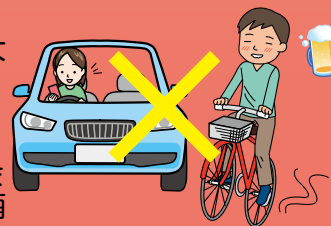
【ながら運転はやめましょう】

「ながら運転」は、周囲の安全確認がおろそかになり、重大な交通事故につながる大変危険な行為です。運転中のスマホ等の使用は、絶対にやめましょう。

【飲酒運転は絶対にやめましょう】

飲酒運転は他人の命をも脅かす危険極まりない犯罪行為です。

車もバイクも自転車も電動キックボードも、お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。また、飲酒運転をするおそれのある人に対して車両や酒類を提供する行為、飲酒運転をする人の車両に同乗する行為も罰せられます。



【ライトは早めに点灯しましょう】

夕暮れ時の事故を防ぐために、車のライトは早めに点灯しましょう。ハイビームを適切に使用し、歩行者の存在や前方の状況を早めに把握しましょう。



重点③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

【自転車を利用する方へ】

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守りましょう。

自転車乗用中の交通事故の多くは交差点で発生しています。信号機が設置されていない交差点では一時停止と安全確認を確実にし、交通事故防止に努めましょう。

また、一定の違反行為（16類型）を3年以内に2回以上反復すると、「自転車運転者講習」を受けなければなりません。

【特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）を利用する方へ】

特定小型原動機付自転車を運転する際は、車道を走行し、信号や一時停止標識を守りましょう。飲酒運転も禁止です。一定の違反行為（17類型）を3年以内に2回以上反復すると、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受けなければなりません。

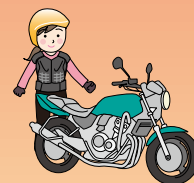
【自転車・特定小型原動機付自転車を利用する全ての方へ】

自転車・特定小型原動機付自転車を利用する前には、必ず交通ルールを確認して安全に利用してください。また、利用する際は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



重点④ 二輪車の交通事故防止

都内では、二輪車（原付を含む）の単独事故や右折時での直進車との衝突事故が多く発生しています。二輪車を運転するときは、慣れた道でも速度を控えて安全走行を心がけましょう。二輪車のすり抜け運転や無理な追い越しも重大事故につながる危険な行為なので絶対にやめましょう。ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部を守るプロテクターを着用しましょう。



令和7年8月発行 登録番号(7)3
令和7年秋の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全総合対策本部
総合推進部 総合推進課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-53388-3124



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。